

社会福祉法人が作成する書類の公表について

- 社会福祉法人が作成する以下の書類は、インターネットを利用して、法人（又は法人が加入する団体）のホームページで公表する義務があります。

書類	留意点
定款	所管庁の認可を受けた最新のもの。
計算書類 (貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書)	法人全体の計算書類、内訳表、事業区分内訳表及び拠点区分単位の計算書類が公表の対象です。また、計算書類の注記（法人全体・拠点区分）についても公表が必要です。
現況報告書	個人の権利利益が害されるおそれ又は利用者の安全に支障を来すおそれがある部分を除き、法人の運営に係る重要な部分に限り公表義務があります。公表の対象となる項目は、現況報告書記載要領P25の「その他留意事項」をご確認ください。
役員等名簿	個人の権利利益が害されるおそれがある部分（住所）は公表の対象外です。
報酬等の支給の基準	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受ける必要があります。承認を受けた後に公表の対象となります。
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額があり、社会福祉充実計画を作成した場合のみ公表が必要です

- 上記書類のうち、計算書類（注記含む。）、現況報告書及び社会福祉充実計画については、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（以下「電子開示システム」という。）に記録する方法による届出を行った場合には、当該書類はインターネットの利用による公表が行われたものとみなされます。また、当該書類以外の書類（定款、役員等名簿、報酬等の支給の基準）についても、令和元年度から電子申請開示システムに届出を行うことにより、公表できるようになりました。電子開示システム又は法人のホームページ等で公表してください。

なお、現況報告書については、公表が義務付けられている項目についてのみ、電子開示システムによる公表が行われます。

- 母子生活支援施設、婦人保護施設その他所在地を公開していない施設を経営する法人は、現況報告書記載要領P1の【共通事項】をご確認のうえ、現況報告書のほか、定款や計算書類についても非公開情報の取扱いにご注意ください。